

議案第 121 号

伊賀市立学校設置条例の一部改正について

伊賀市立学校設置条例の一部を次のとおり改正しようとする。

令和 8 年 9 月 2 日提出

伊賀市長 稲 森 稔 尚

記

伊賀市立学校設置条例の一部を改正する条例

伊賀市立学校設置条例（平成 16 年伊賀市条例第 236 号）の一部を次のように改正する。

「
別表第 2 中

伊賀市立柘植中学校	伊賀市柘植町 1881 番地
伊賀市立霊峰中学校	伊賀市新堂 160 番地

 を
」

「

伊賀市立霊山中学校	伊賀市新堂160番地
-----------	------------

 に改める。
」

附 則

この条例は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。